

令和4年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和4年3月23日(水) 午後2時から午後4時30分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 井上 昇

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等を考慮して、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、年度末に向けてご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

ただいまから、令和4年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録は、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かお気付きの点があれば、お願いいたします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」は、教職員の人事や個人情報に関わる案件です。

したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われま

す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがですか。

* 委員から異議等はありません。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思

います。それでは、報告、承認の案件に入ります。

報告第4号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

* 報告第4号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。定期人事異動に関しては、3月18日に内示が行われました。

報告第4号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、ご質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はありません。

○ 竹内教育長

ご質疑等無いようですので、報告第4号 安中市教育委員会事務局等職員人事について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第11号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。それでは説明いたします。

* 議案第11号を読み上げた後、

本件は、今年度末に行われる学校の統合に伴って、共同学校事務室における拠点校や連携校の組み合わせを変えるため、安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正するものです。

* 補足をしながら新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この要綱の一部改正の施行年月日は、令和4年4月1日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。あまり馴染みがないかもしれないので、共同学校事務室というものについて、補足説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

共同学校事務室というのは、複数の学校に係る事務を学校の事務職員が共同処理するための組織です。事務室を置く学校を拠点校とし、拠点校以外の学校を連携校としています。事務室で共同処理する事務や事務室の運営等、西部教育事務所からご指導をいただいております。

○ 竹内教育長

補足の説明もお聞きいただきました。議案第11号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第11号 安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

* 議案第 12 号を読み上げた後、

このたび、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に関する国からの補助金の支給単価が一部改定されたことを受けて、安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正するものです。

* 補足をしながら新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この訓令の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 12 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

□ 中島委員

会議資料にある別表の備考 1 で、「オンライン学習通信費として、小学 4 年生以上の希望者に対してモバイル Wi-Fi ルーターを貸与する。」とあります。現在の貸与数はどれくらいですか。

◇ 学校教育課長

今のところ、小中学校合わせて 50 台程度を貸与しています。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第 12 号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号 安中市教育支援センター設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

* 議案第 13 号を読み上げた後、

現在、旧上後閑小学校で開設をしている「適応指導教室 せせらぎの家」に関して、適応指導教室という名称を「教育支援センター」と改称し、合わせて教育支援センターの設置要綱を定めるものです。

適応指導教室では、児童生徒の学校復帰を目的としていました。しかし、今日では必ずしも学校復帰だけを目的とせず、子どもの社会的な自立を目指すことが求められています。教育支援センターでは、その子に合った、最適な支援を行う場として機能を発揮させてまいりたいと考えています。

* 会議資料に沿って、要綱の要点を説明した後、

ちなみに、令和 3 年度のせせらぎの家を利用している児童生徒は 29 名で、昨年度に比べて 8 名増えています。来年度もせせらぎの家に勤務する指導員は 3 名で、体制的には負担が大きくなっているのが現状です。

この例規の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 13 号 安中市教育支援センター設置要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

□ 佐藤委員

せせらぎの家に勤務する指導員が 3 名で、体制的には負担が大きくなっている、という説明がありました。来年度以降、人的体制を充実させていくということに関して、どのよ

うにお考えですか。

◇ 学校教育課長

要綱第4条で規定する教育相談指導員は、現在せせらぎの家で勤務をしている3名の職員のことを指しています。状況に応じて、指導員3名の体制を拡充してまいりたいと思いますが、令和4年度は、現行の3名体制でスタートをいたします。市内小中学校と連携して活動をしてもらっているスクールソーシャルワーカーが、現在3名おります。うち1名の方には、毎週せせらぎの家にも出向いて活動をしてもらっています。

新年度以降もせせらぎの家の状況を注視しながら、具体的に人的体制を拡充する必要があると判断すれば、これに対処するためには補正予算の編成等も視野に入れてまいりたいと思います。ただし、せせらぎの家で勤務する指導員は、どうしても教育現場での経験が豊富な教員経験者が望ましく、人選や人員の確保にも気を配らなければならないことも申し上げておきたいと思います。

□ 中島委員

感じたことを3つ申し上げます。

1点目は、教育支援センターとなっても学校復帰という目的が薄れてしまわないように、センターと学校現場の連携を密にして、両方から適切な支援が行われていくようお願いしたいと思います。2点目は、先ほどもお話が出ましたが、利用者数に応じて人的体制の拡充を図っていただきたいと思います。そして、この要綱の第10条に、平日の木曜日は休業日とあります。3点目として、この先、この木曜日もせせらぎの家が利用できるようになると、利用者にとっては望ましいことなのではないかと感じるので、今後の検討課題としてもらえるといいと思います。

○ 竹内教育長

せせらぎの家が休業日となる木曜日を利用して、復帰する学校とも関わる機会があるということも聞きますが、貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。

◇ 学校教育課長

せせらぎの家の相談員1名が、学期の始めや終わりの時期に合わせて定例校長会議に出席し、せせらぎの家の現状や生活の様子を報告しています。今後は、定例校長会議に毎回出席をしてもらい、センターと学校現場との連携をさらに図ってまいります。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第13号 安中市教育支援センター設置要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 14 号 安中市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

* 議案第 14 号を読み上げた後、

本件は、新年度から安中市でも学校運営協議会制度をスタートさせることに伴い、これまでの安中市立学校評議員設置要綱を廃止するものです。

この訓令の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

簡単ですが、説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 14 号 安中市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はありません。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 14 号 安中市立学校評議員設置要綱を廃止する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

それでは説明いたします。

* 議案第 15 号を読み上げた後、

本件も、新年度から学校運営協議会制度がスタートすることに合わせて、安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正するものです。

* 補足をしながら新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この規則の施行年月日は、令和4年4月1日といたします。
説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第15号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第15号 安中市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 安中市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の井上です。それでは説明いたします。

これまでの「安中市文化財調査委員会議」を、「安中市文化財保護審議会」に改称することを目的として、このたび安中市文化財保護条例の一部改正が市議会定例会で可決されました。これを受けて、議案第16号、第17号、第18号は、関連する例規の一部改正を行うものです。加えて、この機会に所要の様式を定め、字句等の修正も行いたいと思います。

* 議案第16号を読み上げ、補足をしながら改正箇所等を説明した後、

この規則の施行年月日は、令和4年4月1日といたします。
説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 16 号 安中市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 16 号 安中市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号 安中市文化財調査委員会議運営規程の全部改正について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

それでは説明いたします。

* 議案第 17 号を読み上げ、補足をしながら規程を読み上げて説明した後、

この訓令の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 17 号 安中市文化財調査委員会議運営規程の全部改正について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 17 号 安中市文化財調査委員会議運営規程の全部改正について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

それでは説明いたします。

* 議案第 18 号を読み上げ、補足をしながら新旧対照表で改正箇所を説明した後、

この告示の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 18 号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 18 号 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号 安中市社会教育指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。これから提案をする議案第 19 号から第 25 号は、生涯学習課が所管する令和 4 年度の人事案件です。

それでは説明いたします。

* 議案第 19 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【社会教育指導員】

- ・ 品田 弘道
- ・ 高山 茂男
- ・ 神部 孝之

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 19 号 安中市社会教育指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 19 号 安中市社会教育指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 20 号 安中市青少年指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 20 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【青少年指導員】

- ・ 萩原 孝志

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 20 号 安中市青少年指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はありません。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 20 号 安中市青少年指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号 安中市公民館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 21 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【公民館長】

- ・ 安中 島崎 佳宏
- ・ 原市 中曾根 久人
- ・ 磯部 大塚 清隆
- ・ 東横野 多胡 仁
- ・ 岩野谷 萩原 由子
- ・ 板鼻 田中 秀雄
- ・ 秋間 須藤 和俊
- ・ 後閑 萩原 稔
- ・ 松井田 飯沼 良夫

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 21 号 安中市公民館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 21 号 安中市公民館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 22 号 安中市生涯学習指導員の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 22 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【生涯学習指導員】

- ・ 松井田・新堀 齊藤 智子
- ・ 白井 武井 貴子
- ・ 坂本・入牧 佐藤 秀子
- ・ 西横野 櫻井 和江
- ・ 九十九 神戸 友子
- ・ 細野 吉田 富子

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 22 号 安中市生涯学習指導員の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

□ 佐藤委員

新年度には、新任、再任を含め 6 名の生涯学習指導員が任命をされます。新任の方には、指導員の役割や業務内容をどのように理解していってもらうのか、そして、指導員は、地域住民の方々が抱く生涯学習センターへの期待やニーズをどのように把握しているのか、といったことが気になりました。

◇ 生涯学習課長

生涯学習指導員の人選にあたっては、それぞれのセンターが所在する地域にお住いの方であることを考慮するようにしています。生涯学習指導員は定期的に集まり、お互いに情報や意見の交換を行ってもらっています。

○ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第 22 号 安中市生涯学習指導員の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号 安中市文化センター所長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 23 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【文化センター所長】

- ・ 阿部 哲也

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 23 号 安中市文化センター所長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 23 号 安中市文化センター所長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 24 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【松井田文化会館館長】

・ 飯沼 良夫

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 24 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 24 号 安中市松井田文化会館館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 25 号 安中市図書館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 議案第 25 号を読み上げ、議案書中に記載された一覧を補足説明しながら読み上げて説明した後、

【図書館長】

- ・ 安中 阿部 哲也
- ・ 松井田 飯沼 良夫

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 25 号 安中市図書館長の任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 25 号 安中市図書館長の任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 26 号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

それでは説明いたします。

* 「議案第 26 号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。社会教育法第 10 条では、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。このたび社会教育関係団体の認定申請が 1 件ありました。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げて説明した後、

【申請団体】

- ・ チームワnder

認定期間は、令和5年3月31日までです。申請書類を確認したところでは、社会教育関係団体として認定をしてみたいと思います。

説明は以上です

- 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第26号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

- * 委員から質疑等は出なかった。

- 竹内教育長

無いようですので、議案第26号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

- * 挙手全員

- 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とし、審議に関係する職員以外の職員は一旦退室をさせたいと思います。

- * 指示された職員が退室した。

非公開議事

= 報告第2号 県費負担教職員の指導措置について =

= 報告第3号 令和3年度末県費負担教職員人事の内申について =

- * 退室していた職員が入室した。

- 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

- * 教育部長が、令和4年第1回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について

て、説明を行った。

- * スポーツ課長が、次のことについて、説明を行った。
 - ・ スポーツセンター屋根等改修工事の請負契約について
 - ・ 第 48 回安政遠足の申込状況等について

○ 竹内教育長

以上で、令和 4 年安中市教育委員会 3 月期定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

長時間にわたっており大変恐縮ですが、ここで少々お時間をいただき、今年度末で異動がある職員から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

- * 該当する職員が挨拶をした。

◇ 総務課長

お時間をいただき、ありがとうございました。

- * 総務課長が、4 月期定例会の周知を行った。

【令和 4 年 4 月期定例会】

- ・ 日時 4 月 21 日（木） 午後 2 時から
- ・ 場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。